



目 次

規 則	ページ
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定及び告示の廃止（税 務 課）	1
○自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定及び告示の廃止（ ” ）	1
◎高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定（スポーツ課）	1
◎高知県立牧野植物園の指定管理者の指定（環境共生課）	1
○水防警報を行う河川の指定（河 川 課）	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	2

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項第1号中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改め、同項第2号中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第150条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第162条第10号及び第11号中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則（以下この項において「旧規則」という。）第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。



高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第235号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定し、令和3年3月高知県告示第167号（自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定）は、廃止する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

高知県告示第236号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定し、令和3年3月高知県告示第168号（自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定）は、廃止する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部

- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5

- 一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

高知県告示第237号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第15条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称  
高知県立障害者スポーツセンター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第238号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称  
高知県立牧野植物園
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市五台山4200番地6  
公益財団法人高知県牧野記念財団

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**高知県告示第239号**

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月31日

高知県知事 濱田 省司

水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う指定河川  
安芸川水系安芸川

左岸 安芸市栃ノ木字北ノ岡から海まで

右岸 安芸市栃ノ木字惣毛から海まで

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第6号**

**高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。